

第6回我孫子市介護保険市民会議

平成29年11月21日（火）

於 我孫子市消防本部 2階 大会議室

- ・日 時 平成29年11月21日（火） 午前10時28分から午前11時50分まで
- ・会 場 我孫子市消防本部 2階 大会議室
- ・出席者
 - (委員) ・荒井委員・小泉委員・小林委員・寺岡委員
 - ・西川委員・宮本委員・湯下委員・和久井委員
- ・欠席者 ・新井委員・佐藤委員・忽滑谷委員・原委員
- ・事務局（市）
 - 高齢者支援課
 - 海老原課長・中光主幹・加藤主幹・阿部課長補佐・岩崎課長補佐
 - 深山主査長・石倉主査長・木内主査長
 - 健康づくり支援課
 - 飯田課長
 - 我孫子地区なんでも相談室
 - 柳澤室長
 - 湖北・湖北台地区なんでも相談室
 - 星室長
 - 布佐・新木地区なんでも相談室
 - 岡安室長
- ・傍聴者 なし

午前10時28分 開会

開 会

○中光主幹 定刻より少し早いですけれども、皆様おそろいですので始めさせていただきます。今のところ傍聴の方はお見えではないのですが、10時30分までは傍聴の方がお見えになられましたら受け付けをしたいと思います。

本日は、お忙しい中、また場所もいろいろと変わりまして少し遠いところ、第6回我孫子市介護保険市民会議に御出席いただきましてありがとうございます。本日は、公募委員の新井委員、佐藤委員、忽滑谷委員、原委員が欠席になっておりまして8名での開催となります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第6回我孫子市介護保険市民会議を開催させていただきます。

資料確認

○中光主幹 会議を始めるに当たり、資料の確認をいたします。

既に先日郵送しました資料1「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画」の第4章から第7章までのもの1点になります。その他、お席に席次表をお配りしております。もし不足のものがありましたら、事務局でも用意しておりますのでお申しつけください。

本日は、先日お送りした資料1についての議題1件になりますので、よろしく願いいたします。

今のところ傍聴の方はいらっしゃいませんが、お見えになりました場合には、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則第8条に基づき発言の機会を設けます。発言者は5名以内、発言は一人1回3分以内となります。なお、発言の機会としましては、議事終了後に議長の許可により発言をしていただきます。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。議長、よろしく願いいたします。

議 題

介護保険事業計画第4章～第7章について

○寺岡会長 改めまして、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

議題は1件で、「介護保険事業計画第4章～第7章について」ですけれども、計画の中心となる重要な部分となりますので、皆様方からの闊達な御意見をよろしくお願ひいたします。

では、まず第4章と第5章を事務局から御説明いただきまして、その後に皆様の御意見、御質問を承りたいと思います。では、事務局からよろしくお願ひいたします。

○深山主査長 介護保険担当の深山と申します。第4章「在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査」の1「調査概要」について御説明させていただきます。

第4章では、第4回介護保険市民会議でお配りしましたニーズ調査報告書のうち、本計画で特に有効である項目について抜粋して掲載しています。この後、アンケート項目についてどのような施策に反映しているか、事務局より説明します。

なお、計画していますグラフについては全て棒グラフに統一し掲載する予定でいます。円グラフを今使っていますが、後日差し替えをさせていただく予定です。以上です。

○阿部課長補佐 それでは、続きまして第5章の説明をさせていただきたいと思います。

第5章は、第6期計画の取り組み状況の7つの重点課題について、どこまで何をやったのかということに記載していることに加えまして、今後の課題を述べた章になっております。この第5章で記載した課題を受けまして、第6章の重点施策、第7章の具体的な取り組みと書き進めていく構成となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは1つ目の重点施策「総合的な介護予防の推進」について御説明します。

平成27年度から新しい総合事業ということで、従来予防給付として提供していた要支援者への介護予防訪問介護・介護予防通所介護を市が行う地域支援事業にて実施をしていく介護予防・日常生活支援総合事業が開始されまして、我孫子市では28年度からその取り組みをスタートさせたことを記載しています。

事業所については、それまで介護予防訪問介護・介護予防通所介護を提供していた事業所を、引き続き訪問型サービス・通所型サービスの提供事業所として位置づけるとともに、新たなサービス提供事業所として職員基準を緩和した訪問型サービス事業所をシルバー人材センターに1つ設置した旨、記載しています。

また、誰でも利用できる一般介護予防事業という枠組みの中では、既に「きらめきデイ

サービス」という形で地域の通いの場を行っていたわけですが、そのリーダーの方に介護予防運動の研修を受講していただいて、身近な地域の中で介護予防の運動や体操に取り組むことができるような体制を作ったということでございます。

ここからは課題になりますが、新たに設置したシルバー人材センターの訪問型サービス事業所の利用者がまだ多くございませんので、この利用者を増やして新たな事業の活性化を図ることが課題であるということに記載させていただいたのと、ニーズ調査の結果からになりますが、戻って21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。ここで解ることは、21ページは会やグループ等への参加頻度になってはいますが、「参加していない」という方がどの項目でも一番多くなっているにもかかわらず、22ページの下の方棒グラフになりますが、「参加してみたい」と思っている方は54.1%と8.9%を足して63%もいらっしゃるということです。要は参加してみたいという気持ちはあるものの、実際には参加できていないという結果を踏まえまして、先程申し上げましたきらめきデイサービスの取り組みのような身近な地域で継続して外出できる、介護予防に取り組める体制を強化していかなければならないということも課題として記載しています。今申し上げたニーズ調査の結果について、今日の段階では記載はしていませんが、今申し上げたようなところを追記したいと考えております。

続いて、(2) 日常生活支援サービスです。これは高齢化が進展してさまざまな支援を必要とする高齢者が増えていく中、市の高齢者ニーズや社会資源の状況把握、支援の展開等を関係者でネットワーク化をしていくということで、28年度に生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置したということも記載しています。そうした取り組みの中で、高齢者の困り事に対応する短時間サービスが幾つか誕生してきたということも記載しています。

ここに関してのニーズ調査につきましては、35ページは今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスについて調査をしたものですが、移送ですとか掃除・洗濯、配食、ゴミ出しといったニーズが高くなっておりますので、今後もこうした生活支援ニーズに対応する取り組みを検討していかなければならないということも課題として記載しています。

また、地域住民による見守り活動や宅配や新聞、郵便等の民間事業者の協力による見守り活動の推進も図っていかなくてはならないという点も記載しています。1つ大きい課題としては、生活支援コーディネーターと協議体の取り組み、今は市全体の取り組みとしての設置にとどまっておりますが、日常生活圏域は我孫子市内に6つあり、その日常生活圏

域ごとにコーディネーターと協議体を設置して、さらに高齢者支援の推進を図っていくことが課題ということに記載しています。

続いて、(3) 認知症施策になります。ここでは6期中の取り組みとして、27年度に「認知症地域支援推進員」を高齢者なんでも相談室に設置したこと、28年度には認知症の相談機関や医療機関等をまとめた認知症ケアパスを作成して配布をしたこと、また認知症の方や家族、近隣住民の方が集う場である認知症カフェにを設置したこと。来年1月からの取り組みになりますが、早期に認知症の方の支援を行う認知症初期集中支援チームを設置するということに記載しています。

調査のほうですけれども、こちらは29ページを引用しています。29ページの(5) 認知症についてという調査で、本文では「このうち在宅介護実態調査では」と記載しておりますが、これは誤りで、実際に引用しているのは介護予防日常生活圏域ニーズ調査ですので、後で訂正をさせていただきたいと思います。

そこから解ることとして、認知症の相談先は身近な医療機関が52.1%と一番多くなっています。認知症の方が自宅で生活し続けるために必要なものは、30ページになりますが、1位が認知症を診てもらえる身近な医師、次いで身近な相談機関が必要ということになっておりますので、このことから認知症の相談ができる医療機関や支援に関する相談機関の情報提供をさらに行うことが必要だということ課題として挙げております。地域で認知症の方等が集う場である認知症カフェについては、現在2カ所の設置となっておりますけれども、より多くの地域で開催できるように設置数をふやしていくことを課題としています。また、これからの活動になりますが、認知症初期集中支援チームが効果的な活動になるような活動方法を構築していくことが必要ということを述べています。

続きまして、(4) 高齢者なんでも相談室の機能の充実です。これまでの取り組みとしては、今年度4地区の高齢者なんでも相談室の職員を1名ずつ増員し体制強化をしたこと。また、今年6月から4地区の高齢者なんでも相談室に土日の開室日を設けて機能強化をした点を述べています。

ニーズ調査のほうは31ページになりますが、こちらの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ますと、60.9%の方が高齢者なんでも相談室を知っている、聞いたことがあると回答をいただいている。相談した方のうち84.3%の方が満足できた、まあ満足できたと回答をいただいているところから、引き続き高齢者なんでも相談室の周知を図っていくということに記載しています。

また、大きな課題としては、高齢者人口が多い我孫子地区の高齢者なんでも相談室は現在1カ所に設置しておりますが、さらに十分な支援機能を発揮できる相談室とするため2カ所に分割して、我孫子南地区、我孫子北地区にそれぞれ設置していくことが課題ということに記載しております。

続いて、(5) 在宅医療と介護の連携推進です。今までの取り組みとしては、平成27年度に我孫子市在宅医療介護連携推進協議会を設置して、在宅医療と介護の連携に関しての課題抽出、対応方法の検討を進めてきたということ。また、その中の1つの取り組みとして、専門職の顔の見える関係づくりを目的とした多職種交流会を開催してきたこと、さらに協議会の中に3つの部会を設置して具体的な検討を行ってきたということに記載しています。

続いて、ニーズ調査のほうは33ページに結果を掲載しています。これによりますと、介護が必要になっても自宅での生活を希望している高齢者、在宅介護実態調査では47.1%、介護予防日常生活圏域ニーズ調査では41.6%ということになっています。25ページの上、寝たきりなどで自ら通院が困難になった場合の医療の考え方については、病院等での入院治療を希望したいという方が一番多くなっているのが現状です。また、その下、在宅医療を受けることのイメージですが、どの程度まで医療を受けられるかわからないと思っている方が半数以上いらっしゃる。もう一つ、26ページの下、訪問診療をしてくれる医師を見つけるのは難しいと考えている方も50%を超えていらっしゃるということから、在宅医療というものに関しての不安を感じている方が多いととることができます。

というところから、課題としては、在宅医療を受けることがイメージできるように十分に情報提供を行うことが必要であるということに記載しております。

続きまして、(6) 居宅介護サービスの充実です。今までの取り組みとしては、小規模多機能型居宅介護の周知を進めて利用者の増加に努めたこと、もう一つ、住みなれた地域での生活を支えるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これは今までなかったのですけれども、文章の中では「平成29年12月から事業が開始されました」と記載しております。しかしこれは時期がずれまして平成30年3月から立ち上がることになりましたので修正をさせていただきたいと思いますが、今年度初めての事業所が立ち上がり、事業が開始されるということに記載しています。

今後の課題としては、こういったサービスを十分必要な方が利用していけるようにケアマネジャーに周知をしなくてはいけないということと、供給基盤の整備を挙げさせていた

だいております。

最後に、(7) 施設介護サービスの充実につきましては、平成29年12月に100床の特別養護老人ホームがオープンする予定になっておりますので、そのことを記載しています。今後の施設介護サービスの充実については20ページをご覧ください。上の調査です。「施設等への入所・入居の検討状況について」を見ると、「入所・入居は検討していない」という方が61.7%です。その下を見ていただくと、先程もあつたのですが、要介護等になった場合にどういうふうに生活をしていきたいかというところでは、介護保険サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」という方が47.1%と一番多くなっています。

その結果を踏まえまして、特別養護老人ホームは第4期計画、第5期計画、第6期計画と続けて100床ずつ整備を続けてきた経過がございますので、第7期では在宅生活を支援する機能を持った施設の整備を図っていくことが必要であろうということで課題とさせていただきます。

以上で説明は終わりますが、ニーズ調査の部分の記載がない項目につきましては、全て追記をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。以上でございます。

○寺岡会長 ありがとうございます。では、第4章と第5章につきまして、皆様方から御質問、御意見がありましたら、ここで頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○西川委員 前回の27年度から29年度の報告書を見させていただきましたら、第4章は「高齢者のニーズ調査結果」というふうにまとめられています。高齢者のニーズ調査を検討したと。このときの方法としては、一般の方たちと要支援・要介護認定者の方たち2,000人ずつをピックアップして、それで比較しているような形で御報告されています。今回もそういう形でやっているのかなと思っていたら、これは実は違うのですよね。前回の方法論と違いますよね。在宅介護実態調査というのは、要支援・要介護認定を受けて在宅で生活をしている65歳以上の我孫子市民1,500人。もう一つの群は、介護予防・日常生活圏域のニーズ調査をするという目的の調査をしたと。これは要介護認定を受けていない65歳以上の我孫子市民2,500人を対象としたということですよ。2つの調査があつて、対象群として、こちらのほうは要介護認定を受けていらっしゃる方なので比較できないことはないのだろうけれども、その辺のところの記載がないので、私は初

めに見ていて解りづらいなという感じを受けたのですね。要するにコントロール群をそれぞれきちんと置いていないから。初めのあたりは、世帯類型、家族構成、この辺の質問項目が同じようなものと少し内容が統一されていないものがあるように見受けるのですけれども、もしそうだとするならば、はっきりと目的を書いて、それぞれに関してまずこうであると。比較できるものに関してはこうであるという書き方をしたほうが解りやすいような。見ていて初めは何だろうなという感じがしたのですけれども、この辺は何か意図があってこのようにまとめられているのですか。

○中光主幹 介護保険担当の中光です。このニーズ調査ですけれども、実は前期の計画のときは比較的市町村に質問項目だとか内容は全て委ねられておりまして、かなり我孫子市としましては独自調査的な形で項目内容も選んで検討しながら実施したわけですが、今期からは、厚生労働省のほうで全国的な統計もとりたいということで、調査内容は必須項目というものが挙げられまして、それを必ずやるようにということで、市の独自調査部分というのはほとんど除外されたものになっております。ただし、それでもなお市町村のほうで必要とする項目については継続的に追加で調査してもいいということになりましたので、前半部分はほぼほぼ国の調査必須項目で行っております。高齢者なんでも相談室の利用状況だとか周知状況といったものととか市の独自のサービスの内容については、調査項目の後半のほうで市の独自調査ということで盛り込ませていただいた経緯がございます。なので、市の計画においても、前期の計画のときの調査と今回の調査を単純に比較するのは、前半部分は特に難しい状況にはあるかと思えます。ただ、全国の市町村の統計的なものと我孫子市の立ち位置みたいなものは、今後比較するに当たって参考にはなるかと思えます。

○西川委員 解りました。全国平均というところが、コントロール群になるということですよ。その辺の記載をきちんと、結果としてまだ出てこないのですか。

○中光主幹 他市町村の調査項目については、各市町村で集計が上がった時点で、それぞれが国のシステムに入力していくようになっておりまして、半分以上の市町村は多分入力は終わっていると思えます。一部については集計結果というのも確かに公表されております。まだその部分を我孫子市のほうでも完全に抽出しておりませんので、今後それも抽出した上で最終的なところの計画への落とし込みも考えていきたいと思えます。

○西川委員 解りました。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。今の西川委員からの御意見も参考にしてまとめていただければと思えます。

○西川委員 これは円グラフになったままだけれども、帯グラフとかのほうが解りやすいかもしれないですので、その辺はまた御検討ください。

○中光主幹 ありがとうございます。

○寺岡会長 他に何かございますか。

○小林委員 公募委員の小林です。説明大変ありがとうございました。

1点教えていただきたいのですが、21ページに(2)で社会参加のことがあります。健康で社会参加をするということはいいことだろうと思っているわけであります。参加頻度のことなのですけれども、ここは介護を受けながらボランティア等に参加するという趣旨でよろしいのでしょうか。もしそうだとするならば、どんなボランティアなのか教えていただきたいと思います。

○中光主幹 こちらのアンケート調査の対象者が、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということで、介護を受けていない方、もしくは要支援1、2の方が対象の調査項目となっておりますので、介護というよりは、支援を受けている方は入りますけれども、比較的元気な高齢者の方が対象となっております。

ボランティアについては、具体的にボランティア項目が調査の中ではうたわれておりませんので、そのボランティアのくくりをどういうふうに捉えるかは回答の方にゆだねられているということになります。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。

○小林委員 ボランティアの具体的なものは解らないと、そういう意味でいいのですね。

○中光主幹 そうです。ここではボランティアの中身までは問い合わせていません。

○小林委員 ありがとうございました。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。他に何か御意見、御質問がございますか。——ないようでございますので、進めさせていただきます。

続きまして、第6章の1と2について事務局より説明をお願いいたします。

○深山主査長 それでは、第6章「高齢者施策のビジョン（将来像）」の1「2025年（平成37年）を見据えた目指す姿」について説明いたします。

ここでは第5章で掲げた課題を踏まえ、高齢者施策の将来像を具体的に7つの重点施策として掲載しました。この後、各重点施策について第6章と第7章をあわせて御説明いたしますが、先に40ページをご覧ください。

1の「2025年（平成37年）を見据えた目指す姿」を読み上げさせていただきます。

2025年（平成37年）は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上に到達します。高齢者となっても、住みなれた地域で自立した生活を安心して続けることができる我孫子市とする必要があります。第6期介護保険事業計画に引き続き、医療、介護、予防、住まい及び日常生活などの支援が、次のように住みなれた地域で確保・提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けより充実を図っていきます。

次に、41ページの基本目標並びに重点施策の（1）基本目標です。下段枠組みの基本目標1から6は、第6期計画の目標をそのまま引き継ぎます。基本目標1、支え合う地域（人）環境づくり、基本目標2、健康で生きがいのある暮らしの実現、基本目標3、自立した生活の継続、基本目標4、安全・安心な居住環境の確保、基本目標5、高齢者の生活を支える体制・仕組みづくり、基本目標6、介護保険制度の適切な経営となります。以上となります。

○寺岡会長 ありがとうございます。続きまして、42ページからの重点施策に移ります。7項目ございますが、項目ごとに御説明とその後、皆様からの御質問とか御意見を頂戴したいと思います。事務局からの説明をよろしく願いいたします。

○木内主査長 高齢者健康推進担当の木内です。重点施策1「総合的な介護予防の推進」について、御説明させていただきます。42ページをご覧ください。

「総合的な介護予防の推進」の施策体系につきましては、49ページに記載させていただいております。49ページの（1）のとおりで、具体的には、①訪問型サービスから⑥一般介護予防事業評価事業までの個別事業を推進していきます。特に42ページの重点施策1の1つ目○の「住みなれた地域で自立した日常生活を送るため、要介護状態等となることの予防及び、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、介護予防の取り組みを推進します」と4つ目の○の「新たに設置した、人員基準を緩和した「訪問型サービスA」事業所の活用を推進します」についての具体的な取り組みについては第7章の58ページをご覧ください。

①訪問型サービスでは、要支援1、2の認定者及び我孫子市基本チェックリストにて、一定以上の項目に該当した事業対象者について、平成27年度まで介護予防給付を提供していた指定事業者のサービスに加え、人員基準を緩和した訪問型サービスAの指定事業者としてシルバー人材センター（ヘルパーステーション・シルバーきずな）が一般の家庭で日常的に行われている家事支援を中心にサービス提供を行います。

また、地域の元気な高齢者が活動を通じて自らの介護予防を推進することができるよう、

シルバー人材センターの活用を推進していきます。

②通所型サービスでは、引き続き平成27年度まで介護予防給付を提供していた指定事業者によるサービス提供を行います。

また、3～6カ月間の短期間で集中的に支援を行う通所型サービスCについては、サービス提供が行えるよう基盤整備を図っていきます。

次に、42ページに戻っていただきまして、2つ目の○になります。高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを主体的に実施できるよう、身近な地域の通いの場における介護予防の取り組みを進めていきます。

具体的な取り組みとしましては、第7章の59ページの③-2地域介護予防活動の推進として、介護予防に特化した取り組みを行うきらめきデイサービスを介護予防強化型きらめきデイサービスと位置づけております。団体のリーダーを対象に年1回フォローアップ研修を行い、活動の定着を図ってまいります。

続きまして、42ページの3つ目の○です。リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防活動の機能強化を図る取り組みを進めていきます。

具体的な取り組みについては第7章の60ページ、③-4地域リハビリテーション活動支援事業として、住民主体の通いの場や、市民団体のリーダー向けの介護予防研修において、リハビリテーション専門職による体操の指導と助言等を実施します。

また、継続した支援として、介護予防強化型きらめきデイサービスと連携し、地域で住民が主体となって介護予防の取り組みを行う場の充実を図ってまいります。以上で重点施策1の説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。ただいまの「総合的な介護予防の推進」に関しまして、御質問、御意見がございますか。——ございませんか。

続きまして、重点施策2「日常生活支援サービスの充実」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○阿部課長補佐 阿部から御説明申し上げます。重点施策2「日常生活支援サービスの充実」につきましては、施策体系は49ページの真ん中、(2)日常生活支援サービスの充実に掲げております①から⑩までの10事業が具体的な事業になってまいります。

それでは43ページにお戻りいただきまして、1つ目の○です。全部は読みませんが、ここに書いてあることは、支援を必要とする高齢者がこれから増加していき、生活支援ニ

ーズも高まっていくので、それに対応する取り組みとして、先ほどの課題のところでも申し上げましたが、市全域を対象とした第1層の協議体の活動を生活支援コーディネーターを中心に推進するとともに、今後は日常生活圏域ごとに活動する第2層の協議会・生活支援コーディネーターを配置して、各地域のニーズに応じた生活支援サービスの提供体制を図っていくということを記載しております。

具体的な取り組みの記載といたしましては61ページになります。①が2つ並んでおりまして、2番目を②に訂正いたしますが、生活支援サービスの記載になります。28年度に市全域を対象とする第1層の協議体を設置、また生活支援コーディネーターの配置をしたということ。繰り返しのようになりますが、それを推進するとともに、平成30年度から6つの日常生活圏域に第2層の協議会・生活支援コーディネーターを置き、そこでサービス提供基盤の整備と新たな生活支援サービスの創出への支援を行っていきますということです。

また、高齢者の社会参加、生きがいづくりを推進するために、そうした生活支援サービスの取り組みを元気な高齢者が担っていけるような形を構築していきたいということも書いてございます。

43ページにお戻りいただきまして、2つ目の○です。高齢者の介護予防が求められているところですが、社会参加・社会的役割を持つことが介護予防につながっていくことから、生活支援サービスの利用者としてだけでなく、元気な高齢者が自らサービス提供の担い手となることのできる仕組みづくりを行います。これはあえて特出しで記載をさせていただいているということで、今申し上げた61ページの②の記載と連動してくる部分でございます。

続きまして、43ページの3つ目の○です。ここは地域住民による高齢者見守りネットワークの推進、未整備地区でのネットワークの構築ということで記載させていただいております。

具体的な取り組みとしましては63ページの⑨です。これは54ページの(2)地域における支え合い活動の推進の部分にも記載しておりまして再掲となっておりますが、63ページで申し上げますと、地域住民による高齢者見守りネットワークの必要性の理解を進めて、未整備地区でのネットワークの構築を進めるということと、既に構築されたネットワークの充実ということにも触れています。こうした取り組みは、高齢者なんでも相談室を中心に取り組んでいくということも記載させていただいております。

続いて、43ページの最後の○です。日常の高齢者の見守り機能を強化するため、地域の電力、ガス、郵便、新聞、宅配等の民間事業者との連携を強化し、支援必要な高齢者を発見する機能の強化を図るということについて、63ページの⑩に記載しております。文章については、ほぼ同様のことを記載しておりますので読み上げませんが、今後の取り組みとしては協力事業所を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。重点施策2については以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、御意見、御質問はございますか。

○荒井委員 ただいまの地域住民による高齢者見守りネットワークの整備、未整備という線引きで、整備はどのぐらいされているのですか。

○阿部課長補佐 今、市のほうでもかかわりながらきちんとした形で整備されているのが、新木野地区で高齢者の見守りネットワークができています。湖北台地区も自治会の区域ごとに見守りの活動が展開されています。青山台も見守りの仕組みができているのと、我孫子南地区では、我孫子南地区社会福祉協議会が中心となってネットワーク化がされています。あとは、例えばマンションなどでも、管理組合の方がそのマンションの住人を対象に見守りをしていくという動きを始めているところも幾つか確認されておりますが、大きくは最初に申し上げた4つがきちんとした活動をされております。

○荒井委員 これは自治会単位ではなくて、南地区ですと社協さんが行っているということですか。

○阿部課長補佐 自治会が主体でやっているところは4つともありません。自治会区域を範囲にして取り組んでいるのですけれども、実際に中心になっている方は自治会の役員さんではなくて、見守りネットワークの推進者という形になっています。

○寺岡会長 よろしいですか。ありがとうございました。他に御質問、御意見はございますか。

○湯下副会長 私のほうから少し質問をしながら御意見を伺おうかなと思うのですが、第1層の協議体については、市の社会福祉協議会のほうでお引き受けをしてスタートしているところです。この次の展開として、第2層の協議体の整備ということで、61ページの真ん中から下のところに第2層の協議体の設置数という形での計画が示されています。30年度については第1層を1カ所、第2層を1カ所というような形での計画、31年度には6地域ということを経営全体の中で述べていて、6カ所整備するというような計画にな

っているようですが、ここら辺の第2層の協議体の設置についてのビジョンというか、考え方を少しお示しいただければ、今後の我々のかかわり方も含めて見えてくるのかなと思いますので、申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○阿部課長補佐 今、副会長からもございましたが、第1層の協議体は市の社会福祉協議会さんに御協力いただきながら設置させていただいたところで、第2層についても、ぜひまた社会福祉協議会さんのお力を借りながら、各地区社会福祉協議会の既に行われている会議と申しますか、そこに協議体の機能をプラスして整備をしていく方向性で今社協さんと打ち合わせをさせていただいている次第でございます。30年度に1カ所というところは、1つまず先行で進めてみて、そこでの状況を見据えた上で他のところに広げていきたいということがございますので、どこの地区でやるかということまでは検討が及んでいないのですけれども、始めていきたいという考え方でいます。

○湯下副会長 計画の中身、こういう形で進めていきたいという考え方は分かったのですが、実際に担っている側からすると、社協あるいは地区社協が6カ所あって、そこが6カ所全てを担っていけるかどうかというのは、ちょっと難しさが今の時点ではあるのかなというのが私の意見です。そういう中で他市の整備状況等を見ていった場合に、それぞれの地域の中で第2層を担う色々な活動をされている方たち、まさにここの生活支援サービスの出だしのところで、地域住民やNPO法人等の多数な主体がサービスの提供の担い手になっていただいたほうがいいのかというような気もするのです。そういうことを考えると、地区社協ありきということではなくて、そういう中から競う、地域の特色を生かす、そういった地域サービスみたいなものがあってしかるべきかなというように今は考えています。ぜひそういったことも含めて考えていただければありがたいなと。

具体的に考えていくと、個々の地域福祉のケース・バイ・ケースに対応するところを考えると、なんでも相談室というのがとてもいい仕事をされているなというのは、我々も見ていてよく解ります。そういったところも候補になっていくのかなというふうに思いますし、そこら辺のすみ分けというか、将来、なんでも相談室であったり、後に出てくるいろいろなサービスを展開する中では、やはり地域で中心になっていくところが、協議をする場だけでなく実践につながる組織であったら、よりいいのだろうというようなイメージも持つのですね。ですので、ぜひそういった議論を具体的に重ねられるとよろしいかなというふうに思います。

○阿部課長補佐 ありがとうございます。地区社協での設置を中心に方向性としては考え

ているということを申し上げましたけれども、先頭になっていく生活支援コーディネーターについては、例えば今の地区社協にかかわっている中の方がやらなくてもいいのかなというふうには考えています。地区社協で通常働いている方ではなく、その地区で活動を先進的に行っている方等にコーディネーターになっていただくというのも1つの方向かなと。

ただ、協議体については、どんな集まりをやっても同じような方が出席するというのがあって、そういう方たちがまた新たな会議体をつくってさらに日数を増やすのはどうなのかなというところがございまして、既存の地区社協で行われている会議等にその機能をプラスしていけるとというのが一番効率的だし、皆さんにも負担が少ないのかなと考えているところです。高齢者なんでも相談室は、当然その地域での社会資源等を非常に知っているところですので、当然その協議体の中には入っていただいて、情報提供もしくは引っ張っていけるところは引っ張っていただければと考えているところです。

○寺岡会長 よろしいですか。

○湯下副会長 はい。

○寺岡会長 ありがとうございます。他にございますか。

○西川委員 今の御意見は、恐らくは非常にそういう分野にお詳しい先生からの御指摘で、我孫子市としては色々と検討している部分も含めて、もうちょっと充実していけばどうかというような御意見だと思うのですが、私は前回の「第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画」の本と見比べながら見させてもらっているのだけれども、その辺の記載は安易なのだと思います。例えば今の「自立した生活の継続・総合的な介護予防の推進」というところで、一般介護予防事業として①から⑩まで挙げて説明されていますよね。これは前回と全く差しかわってなくて、「再掲」というのも何の再掲かよくわからないまま、こちらに載っているのですよ。恐らく比べながら読む人はまずいないと思うのだけれども、この辺のところは、現在は前回に比べてこういうところが推進されているのだという書き方をきちんとされたほうが分かりやすいのではないかなというふうに思いましたけれども。

○阿部課長補佐 確かに施策体系の中に、新たなこういう事業が始まるよというところは、なかなか難しいのかなと思うのですが、第7章の具体的な記載部分は、現在の進捗、今後やりたいことということで、第6期と同じ文章を書いているというところもしかしたらあるのかもしれないですが、ほとんど書きかえていると思います。

○西川委員 63ページの⑨の「地域高齢者安心ネットワーク【再掲】」、⑩の「孤立死防

止対策事業【再掲】』というのは、前回のものを見ると64ページのものをそのまま載せているのですよね。「再掲」というのはよく分からないなと思って見たら、前回も同じまま載っているのです。これはちょっと安易すぎるのだろうなど。だからいろいろな御意見が出てくるのだと思います。少なくとも推進すべき事業として前回挙げているわけだから、現在こういうところで検討しているとか、それぐらいの一文でいいと思うのですけれども。なかなか比較して読まれる方はいないと思いますけれども。

○阿部課長補佐 解りました。ありがとうございます。

○寺岡会長 ありがとうございます。事務局はよろしく願いいたします。

他にございますか。済みません。長くなって申しわけないのですが、私から1つ伺いたいのですけれども、生活支援コーディネーターはすごいキーパーソンになると思うのですけれども、先ほど将来的には地域の元気なお年寄りも視野に入っているというお話でしたが、これは非常にキーパーソンなので、ある程度しっかりした役割というものを最初にきちんと組み立てていただいて、やりたいという人がやるのではなくて、こういう資格、こういうことをよく理解している人にやってほしいというのはあると思うのですね。ですからその辺も、この名前だけで何となく皆さんが理解しているつもりでも、中身がばらばらだったら絶対これは機能しないと思うので、その辺も整理していただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿部課長補佐 解りました。

○寺岡会長 他にございますか。

ではこれで終わりにしまして、重点施策3をよろしく願いいたします。

○木内主査長 重点施策3「認知症施策の推進」について、木内から御説明させていただきます。44ページから重点施策3になります。

施策推進の体系については50ページに記載しております。50ページ(4)認知症施策の推進ということで、①認知症早期支援から⑤認知症に携わる多職種連携の5項目について個別事業を推進していきます。

44ページに戻っていただきまして、まず初めに4つ目の○をご覧ください。「新オレンジプランの基本的な考え方として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ということで、認知症施策の推進を進めていきます。

1つ目○の「認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、医療機

関の受診や介護保険サービスなどの利用につなげるための相談や支援の強化を図ります」については、68ページをご覧ください。

68ページの①-1から1-④をまとめて御説明させていただきます。認知症の心配がある方とその家族を対象に、認知症専門医によるもの忘れ相談を実施しておりますが、平成30年度から認知症初期集中支援チームによる相談支援に統合して実施をしていくこととなります。

また、高齢者なんでも相談室に認知症地域支援推進員を配置しておりますが、認知症に関する相談を実施するとともに、認知症初期集中支援チームの紹介や認知症ケアパスの普及など、地域の実情に応じた支援体制の構築を引き続き図っていきます。

①-4 認知症初期集中支援推進事業については、医療と介護の専門職が認知症やその疑いのある方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護サービスなどの利用につなげるため、おおむね6カ月を目安に初期集中支援チームによる包括的、集中的な相談支援を行っていくと記載しております。

44ページに戻っていただきまして、2つ目の○の「認知症の人や家族だけでなく、誰もが集うことのできる場として「認知症カフェ」の箇所数を増加し、認知症の人や家族への更なる支援を充実します」については、71ページをご覧ください。

④-2 認知症カフェ事業に記載したとおり、平成28年4月に市内2カ所に認知症カフェを設置しており、月1回開催しております。今後も設置箇所数を増やしていくための取り組みを進めていくというふうに記載しております。

続きまして、44ページの3つ目の○です。「認知症サポーター養成講座等を通して、一般市民や小中学生など幅広い世代への認知症に関する正しい知識の更なる普及、認知症への理解と支援を推進します」については、70ページをご覧ください。

70ページ、③-1 認知症サポーターの養成ということで、平成29年度末には8,670人のサポーターの養成数を見込んでおります。今後も引き続き市内の企業や小中学生など幅広い世代を対象に認知症サポーターの養成を進めていくというふうに記載させていただきました。以上で重点施策3「認知症施策の推進」についての説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。では、御意見、御質問がございますか。

私から1点だけ。「認知症初期集中支援チーム」とありますけれども、この構成メンバーの職種とか決め方などは決まっておられると思いますので教えていただけますか。

○木内主査長 認知症初期集中支援チームについては、医療と介護の専門職2名以上と認知症の専門医もしくはサポート員1名の3名以上でチームを組むような形をとっております。初期集中支援チームについては高齢者支援課内に設置をするということになっておりますので、高齢者支援課の保健師、看護師の医療職もしくは社会福祉士が現在チーム員の研修を受けておりますので、2名がチーム員になる形になっております。それぞれ地区担当がいるので、地区担当も伝達研修を受けることでチーム員になれるということになっておりますので、相談室の職員が直接チーム員になって活動するという形になります。

○寺尾会長 ありがとうございます。他にございますか。

では、続きまして重点施策4の御説明をお願いいたします。

○阿部課長補佐 こちらも阿部から御説明を申し上げます。「高齢者なんでも相談室の機能の充実」ということで、施策の体系につきましては52ページの一番上、(1)高齢者なんでも相談室の機能の充実というところで、①から⑤までの具体的な事業を掲げているところでございます。

45ページにお戻りいただきまして、最初の○です。最初の○に記載していることは、「今後の高齢者数の増加とか相談件数の増加に十分対応できるように設置箇所数について検討し、相談・運営体制の強化を図ります」ということで、具体的な記述としては77ページになります。

77ページの上ですが、済みません、ここも数字が間違っておりまして、「②総合相談支援事業」となっておりますけれども、「④」に訂正をさせていただきたいと思っております。このところで、29年度に土日の開室を設けたということで、今後も土日開室を継続するとともに、市民への一層の周知を図るとのこと。そこに加えて、先ほども申し上げましたが、我孫子地区で現在1カ所設置している高齢者なんでも相談室の南北分割に向けた取り組みを進めていくということで実施していきたいというふうに考えています。

45ページにお戻りいただきまして、2つ目の○です。高齢者の個別での生活を守っていくための地域包括ケア会議ですが、これは個別ケースでの問題解決をするとともに、地域支援ネットワークの構築や地域課題の発見、必要なサービスの開発なども検討していく地域包括ケア会議の開催に地区ごとで取り組みをしていきたいということと、各地域の課題を踏まえた上で市の政策形成に結びつけられるような市全体としての地域包括ケア推進会議の開催を行っていくということを記載しています。

具体的には76ページの③になります。現在行われているこうした会議は、2行目にな

りますが、まずは民生委員さんとの情報共有や連絡調整を図る地域ケア会議というものを行っています。それを継続して行っていくとともに、民生委員さん以外にメンバーを広げた形、医療機関やケアマネ、介護事業所もしくは地域住民等、そういった方にも参加していただいて個別課題に対応する地域包括ケア会議を各高齢者なんでも相談室が主催で行っており、今後も継続していくということ。まだ行われていませんが、個別ではなく、地域課題について検討を進める地域包括ケア会議に発展させ、さらに全市的な施策に反映させていく地域包括ケア推進会議、そういった形で個別から地域、地域から全市というような会議の体系化を図っていくということを記載しています。

45ページにお戻りいただきまして、最後の○になります。ここは先ほども申し上げました地域住民によるネットワーク構築のことと、地域住民へさまざまな情報を発信していく家族介護教室の積極的な開催に努めますということを記載しております。

ネットワークに関しましては、先ほど西川先生からも御指摘いただきましたが、再掲という形で記載していた部分になりますが、54ページの地域における支え合い活動の推進ということで、地域高齢者安心ネットワーク、孤立死防止対策事業を記載しているということ、家族介護教室につきましては79ページ、一番下の②家族介護支援事業ということで、要介護高齢者等を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用法等の習得等を内容とした教室を開催する。この教室は各地区の高齢者なんでも相談室が主催し、開催しているところですが、各なんでも相談室独自の取り組みの中で年々回数が増えていった事業ですので、さらに進めていきたいということに記載しております。説明は以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。御意見、御質問はございますか。——ないようでございますので、重点施策5をよろしく願いいたします。

○木内主査長 重点施策5「在宅医療・介護連携の推進」について、御説明させていただきます。

まず施策体系ですけれども、52ページの(2)をご覧ください。「在宅医療・介護連携の推進」ということで、①から⑧までの個別事業を行っていきます。

46ページにお戻りいただきまして、1つ目の○の「住みなれた地域で安心して在宅医療を受けることができるよう、我孫子医師会と緊密に連携しながら、在宅医療介護連携推進協議会や多職種による研修会等を通して、地域の医療機関と介護サービス関係者の連携を推進するとともに、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療関係者と

介護関係者の情報連携を進めていきます」。

2つ目の○は、「高齢者が安心して在宅医療を受けられるよう情報提供を行い、在宅医療についての理解の促進を図ります」の2項目を挙げております。

具体的な取り組みとしましては、第7章の78ページをご覧ください。④医療・介護関係者の情報共有の支援といたしまして、医療と介護関係者が適宜情報共有できるよう、医療と介護関係者の連絡票（地域連携パス）やICT（情報通信技術）を使用した情報共有体制を構築していきます。平成28年7月から運用を開始しましたインターネットを利用した情報共有システム「あびこ・ケアリンク」の利用についても進めていきたいと思っております。

続きまして、⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援ですけれども、市内5カ所の高齢者なんでも相談室を地域の在宅医療と介護の相談窓口と位置づけ、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連絡調整や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた地域の医療機関や介護サービス等の紹介を行ってまいります。

続きまして、79ページをご覧ください。⑦地域住民への普及啓発といたしまして、現在年3回「広報あびこ」へ記事の掲載を行っております。在宅医療と介護に関する記事の掲載や講話を通じて、在宅医療と介護連携について市民の皆様への啓発活動を引き続き行っていきたいと記載させていただきました。以上で「在宅医療と介護連携の推進」についての説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。御質問、御意見はございますか。——ないようでございますので、重点施策6をお願いいたします。

○深山主査長 重点施策6「居宅介護サービスの充実」について、御説明させていただきます。こちらの施策体系については、49ページ及び50ページの（3）居宅介護サービスの充実をご覧ください。

1つ目の○にあります定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスについては、66ページの②地域密着型サービスの②-1定期巡回・随時対応型訪問介護看護をご覧ください。このサービスは、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを利用者の生活状況に応じて包括的かつ継続的に提供するサービスです。第6期中に1事業者が整備されましたが、ニーズ調査の中でも、33ページにおいて「介護保険サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」という方が多いことから、今後利用者が増えることが予想されることを記載しています。

47ページに戻りまして、2つ目の○にあります小規模多機能型居宅介護サービスですが、こちらは67ページの②-3小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護になります。このサービスは、住みなれた地域で在宅生活を続けていけるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、通所サービスを中心として、随時訪問サービス、泊まりサービスを組み合わせて提供しています。このサービスも在宅生活を維持するために必要なサービスであるため、新規申請者への説明に配慮し、今後の利用促進に向けて周知を図ります。

続きまして、47ページに戻りまして3つ目の○になります。こちらは前回の会議でも説明で触れていますが、第7期計画においては具体的な事業は取り決めていないのですが、国が進める事業の1つであり、今後検討課題としていきます。以上になります。

○寺岡会長 ありがとうございます。御意見、御質問はございますか。

では、最後の重点施策7をよろしく願いいたします。

○加藤主幹 高齢者施策推進担当の加藤と申します。よろしく願いします。重点施策7「施設介護サービスの充実」について、御説明いたします。

関連として、施策体系は51ページ、(1)施設介護サービス充実の①から③、具体的な取り組みとしては72ページから73ページにかけて(1)施設介護サービスの充実及び89ページの第7期計画の施設等整備方針になります。

皆様御承知のとおり、特別養護老人ホームの待機者については多数となっている一方で、先ほど阿部からも説明いたしましたが、今回のニーズ調査の結果では、施設等の入所・入居は検討していない方が6割を超え、要介護になった場合の希望としては、「介護保険サービスを利用しながら、自宅で介護を受けたい」とする方が約半数となっております。

これらの状況を踏まえ、第7期計画においては、要介護になった場合も住みなれた自宅で介護サービスを受けたいとするニーズに対応するため、医療から自宅で生活できる状態に回復することを目的に心身の機能回復訓練や必要な医療、日常生活上の介護を提供する介護老人保健施設を1カ所、定員100名の整備を図ることとしました。説明は以上です。よろしく願いします。

○寺岡会長 ありがとうございます。御質問、御意見はございますか。

○小林委員 前に戻って恐縮なのですが、41ページに「基本目標並びに重点施策」があります。41ページの基本目標4でありますけれども、「安全・安心な居住環境の確保」という項目があります。ここについてちょっと申し上げてみたいと思うのですけ

れども、私は安全・安心というのは全く違うものだと思っているのです。安全だから安心できるというふうに、物の見方というのは裏表があるのですけれども、見えるもの、見えないもの、いろいろな考えがあるのですが、言いたいのは安全と安心は違いますよということが1点です。

そういうことを念頭にここを見せてもらいました。そうしたところ、第6期の事業計画は、41ページに基本目標4として「安全・安心」という言葉があります。そこで今回のものを見ますと、安全とか安心という言葉が、見た限り41ページにあります。また51ページにもありました。72ページにもあります。74ページにもあります。それぞれのところで「安全・安心」の言葉が躍っているというか、表現が入れかわっているような感じがするのです。そういうことを踏まえて、できれば統一したほうがよろしいのではないのでしょうかというのが結論なのですけれども、もう一度「安全・安心」について見直しをしていただければと思います。

○海老原課長 以前の会議でも小林委員から御指摘をいただきまして、言葉の部分については当然安全が先であろうというところで御意見をいただいた中で、こちらでちょっと直し切れていない部分がありましたので、統一して「安全・安心」という形で進めていきたいと思います。

○小林委員 ありがとうございます。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。全体を通して結構ですので、御意見、御質問はございますか。

特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。

傍聴人はいらっしゃらないですね。この後は事務局でよろしく願いいたします。

○中光主幹 皆様、御意見等をありがとうございました。今日お配りしている資料の82ページから88ページまでが飛んでおりますけれども、ここは前回の計画の中では地域ごとの各事業所が種別ごとに名称まで載っているのですが、今期については最新の形で地区ごとの事業所種別の個所数で掲載を予定しております。特に小規模な事業所については入れかわりもあつたりしますので、事業所名は入れずに、今回は個所数を地区別、種別ごとに入れる予定にしております。

この後、第8章までであるのですけれども、次の会議までに第8章までを今回御指摘いただいた部分も含めまして調整しまして、皆様に確認等をしていただきたいと思いますと思っております。

す。今後のスケジュールですが、計画の素案ができました時点で市民の皆様にもパブリックコメント等をいただく関係もございますので、年内には一度、第8章までを素案として作成したいと考えております。お忙しいところまことに恐縮ですが、今回は12月26日（火）になりますが、同じ時間帯で開催を予定しておりますので、詳しい御案内はこちらから郵送させていただきます。そのときに最終的な給付の見込み、地域支援事業に係る費用の見込みも確認しまして、介護保険料も第7期中は基準額が幾らという形でお示しをしたいと考えております。それに影響する数字が、今回お配りしている資料の63ページ以降に金額等の計画値が入っております。これも現在見直し中ですので、次回お配りする資料では平成30年から32年の計画の給付額等が変わってくるかと思っておりますけれども、そこを精査した上で保険料も決めた形で12月の会議に御提示したいと思っておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

閉 会

○中光主幹 長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。これをもちまして本日の第6回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

午前11時50分 閉会